

資料 4－1 4

村上胎内洋上風力発電株式会社資料



公募占用指針改訂案について

村上胎内洋上風力発電株式会社

2025年6月3日

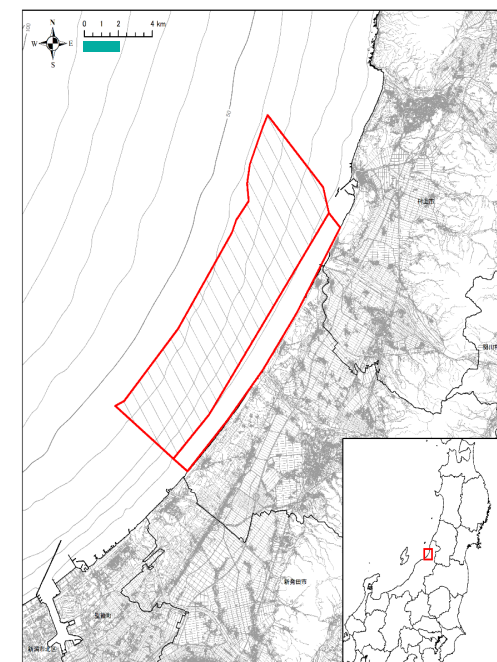
村上胎内洋上風力発電株式会社のご紹介

- 村上胎内洋上風力発電株式会社は、**三井物産株式会社**、**RWE Offshore Wind Japan**、**村上胎内株式会社**、**大阪ガス株式会社**の3社を構成員とし、新潟県村上市及び胎内市沖洋上風力発電事業を推進する事業会社（SPC）です。

構成員のご紹介

三井物産株式会社	RWE Offshore Wind Japan 村上胎内株式会社	大阪ガス株式会社
1947年設立の総合商社。エネルギー、金属資源、食料、化学品、ヘルスケアなど多岐にわたる事業を展開。再生可能エネルギー事業に積極的に投資し、風力発電・太陽光発電の開発・運営に取り組む。	ドイツを代表とする総設備容量6.1GW・1,400基を誇る世界2位の洋上風力運営実績を持つ欧州電力会社RWEの本邦子会社。RWEは風力発電（陸上・洋上）、太陽光発電を中心に、蓄電池や水素の活用にも取り組む事業を展開。	1897年設立。近畿（2府5県）を中心に都市ガスを供給。ガスの製造・販売に加え、電力の発電・販売など、国内外でエネルギー事業を展開。多様な再生エネルギーの開発から販売までを一貫して行い、低・脱炭素社会の実現に貢献。

事業実施区域



公募占用指針改訂案について

- 今般の公募占用指針改訂案については、概ね異論はございません。
- R1事業者に認められることになったFIP移行については、過去の国からの説明や業界とのコミュニケーションが不足していたことに起因する混乱があったと認識しておりますが、政府としてすべての洋上風力事業の完遂をサポートしようとする姿勢は歓迎するものであり、その一環としてR1事業のFIP転を認めることについても理解できるものと考えています。
- その他、物価調整スキームなどの措置導入にも異論はございません。しかしながら物価調整スキームの裨益を受けないゼロプレミアム事業を始めとして、足元における想定を超えた事業環境悪化及びFIP転によるPPA市場への影響が想定される中、各事業者が必死に取り組んでいる洋上風力事業の完遂に向けては、さらなる事業環境整備が必要不可欠と認識しています。
- 各事業者は、スケジュール上の様々な制約を抱え、**事業環境整備の進展の必要性は待ったなしの状況であり、電源投資完遂に向けた具体的な議論を数か月以内に進展させるべく、ご協力をお願い致します。**

事業環境整備に向けた具体的施策について

- 昨年のWGでご議論頂いた、ゼロプレミアム案件の容量市場への参加可否のご検討をはじめとして、さらなる事業環境整備の協議を推進頂いていること、感謝申し上げます。
- 他方、足元の事業環境悪化を踏まえると、事業推進にはさらなる環境整備が必要不可欠と考えており、例として、下記のような施策案についても本審議会においてご検討いただけますと幸いです。

1. 海域占用許可の更新に関する考え方の明確化
2. CPPAオフテイカーの再エネ調達に対するインセンティブ措置
3. 容量市場の一つである長期脱炭素電源オークションへの参加容認

再エネ賦課金の減免制度について

- FIT・FIP制度の支援に伴って生じる費用は、原則全ての電気利用者が再エネ賦課金という形で負担していますが、電力多消費事業者の国際競争力の維持・強化の観点から、対象事業者の電気の使用にかかる原単位（電気使用量／売上高）の改善状況に応じて再エネ賦課金の減免（8割～2割）が適用されています。
- 一方で、近年は脱炭素経営が求められ、再エネの調達企業が企業の競争力にも直結する時代となっている中、企業の再エネ調達を後押しすることは企業の国際競争力の維持・強化に資するものと考えられます。
- 我が国の国際競争力の維持・強化の観点から、**減免ルールを改定し、新規再エネのCPPA調達を行うことで再エネ事業投資に貢献した企業（電力多消費事業者以外も対象とする）に対して高い減免率が適用されるような制度**を提案致します。
- オフテイクの再エネ調達を後押しすることで、洋上風力の事業環境整備にも資するものと考えられます。

減免率適用基準（現行）

- 過去5事業年度において、電気の使用にかかる原単位（電気使用量/売上高）の推移に一定の改善が認められる場合、8割（製造業）あるいは4割（非製造業）の減免



提案

- **新規再エネ電源とCPPAを締結している場合、その調達電力量に相当する再エネ賦課金を免除**

要旨

公募占用指針改定案について（要旨）

- 今般の公募占用指針改定案については、おおむね異論はない。
- R1事業者に認められることになったFIP移行については、過去の国からの説明や業界とのコミュニケーションが不足していたことに起因する混乱があったと認識しているが、政府としてすべての洋上風力事業の完遂をサポートしようとする姿勢は歓迎するものであり、その一環としてR1事業のFIP転を認めることについても理解できるものと考えている。
- その他、物価調整スキームなどの措置導入には異論はない。しかしながら物価調整スキームの裨益を受けないゼロプレミアム事業を始めとして、足元における想定を超えた事業環境悪化及びFIP転によるPPA市場への影響が想定される中、各事業者が必死に取り組んでいる洋上風力事業の完遂に向けては、さらなる事業環境整備が必要不可欠と認識。
- 各事業者は、スケジュール上の様々な制約を抱え、**事業環境整備の進展は待ったなしの状況であり、電源投資完遂に向けた具体的な議論を数か月以内に進展させるべく、ご協力をお願いしたい。**
- 事業環境整備に向けては、例えば下記のような施策をご検討いただきたい。
 1. 海域占用許可の更新に関する考え方の明確化
 2. CPPAオフテイカーの再エネ調達に対するインセンティブ措置（再エネ賦課金減免制度改定など）
 3. 容量市場の一つである長期脱炭素電源オークションへの参加容認